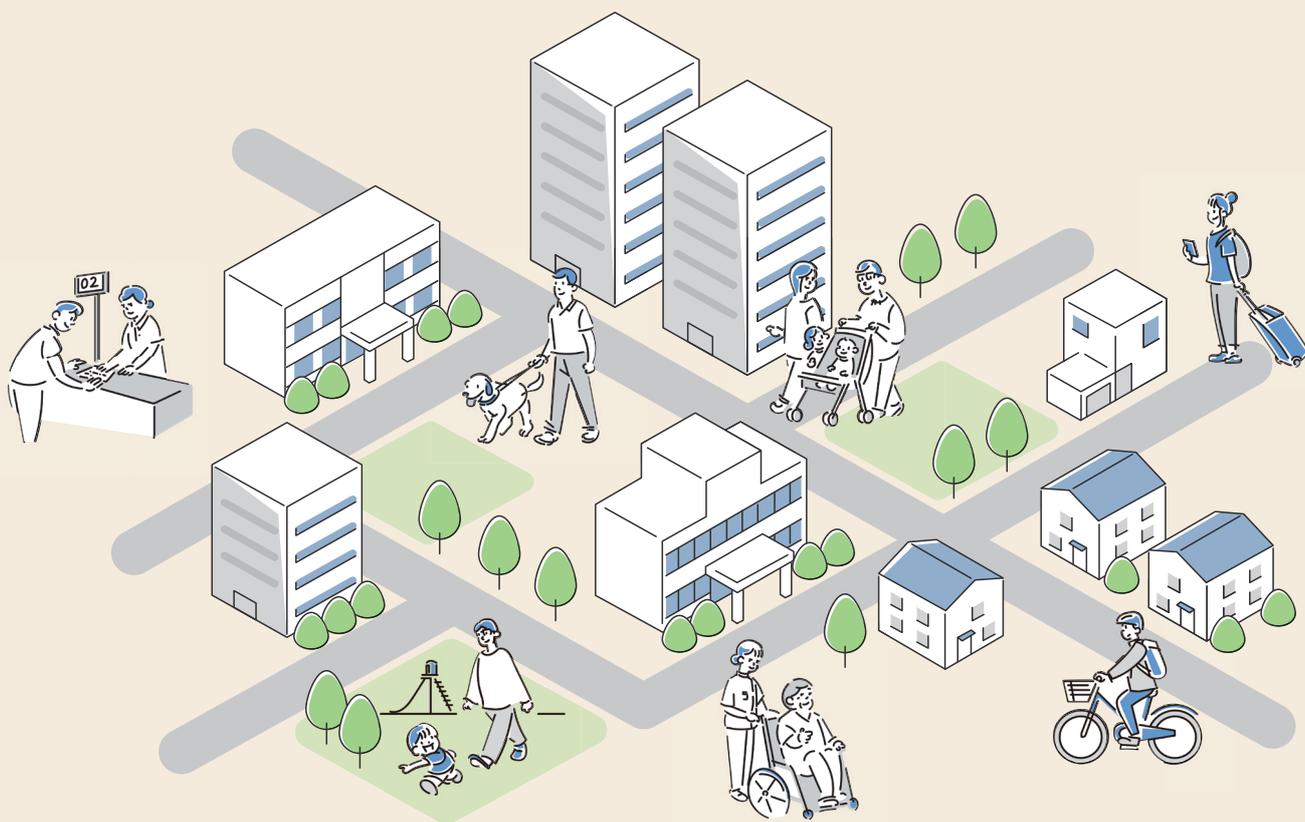


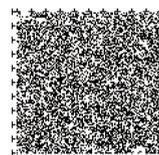
# 墨田区移動等円滑化促進方針及び バリアフリー基本構想

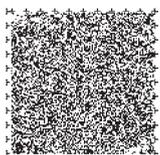
令和8（2026）年度～令和17（2035）年度



ひと、つながる。  
墨田区

令和8年3月  
墨田区





## 「だれもが自由に出かけられ、互いに助けあい思いやるまち」の 実現に向けて

墨田区では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」に基づき、平成16年6月に墨田区交通バリアフリー基本構想を策定し、重点整備地区である曳舟駅周辺地区において、鉄道駅や道路のバリアフリー化を進めてきました。

その後、各種施設のバリアフリー化が進むとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されたこと等を踏まえ、この度、建物や道路の連続性を確保した、面的・一体的なバリアフリーを推進するための「墨田区移動等円滑化促進方針及び墨田区バリアフリー基本構想」を策定いたしました。

本方針及び構想では、区内全域を移動等円滑化促進地区として位置付けるとともに、「だれもが自由に出かけられ、互いに助けあい思いやるまち」を基本理念に掲げ、当事者である、高齢者や障害者、子育て世帯等の視点を大切にしながら、「心のバリアフリー」「ソフト面・ハード面のバリアフリー」を推進することとしています。

また、重点整備地区として「押上駅・錦糸町駅周辺地区」、「曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区」を設定し、公共交通事業者や施設管理者、関係行政機関等と連携・協力を図りながら、各地区におけるバリアフリー事業を展開していきます。

すべての区民が安心して外出し、安全に移動できるまちづくりの実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

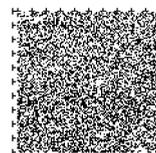
結びに、本方針及び構想の策定にあたり、御尽力を賜りました墨田区バリアフリー推進協議会の委員の皆様をはじめ、まち歩き点検や関係団体等ヒアリング等に御協力いただきました区民の皆様、関係者の方々に心より感謝申し上げます。



令和8年3月

墨田区長

山本 亨



# 墨田区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想

## 目 次

---

第1章	バリアフリー基本構想等策定の趣旨	1
1	策定の経緯・目的	1
2	マスタープラン及び基本構想の位置付け	1
3	計画期間	2
4	策定体制	2
第2章	墨田区の現況とバリアフリーの課題	3
1	区の現況	3
2	バリアフリーに関する取組	6
3	墨田区交通バリアフリー基本構想等の取組状況	13
4	区民参加と意見反映の取組（基礎調査）	15
5	バリアフリーに関する課題	17
第3章	マスタープラン（移動等円滑化促進方針）	19
1	基本理念と基本方針	19
2	移動等円滑化促進地区の考え方	30
第4章	重点整備地区の選定（バリアフリー基本構想）	33
1	検討対象地区の整理	33
2	各地区の現況等	35
3	重点整備地区の選定	49
第5章	バリアフリー事業の方針及び特定事業	69
1	区全体で取り組む事項	69
2	押上駅・錦糸町駅周辺地区	71
3	曳舟駅・京成曳舟駅周辺地区	75
第6章	バリアフリー事業の進行管理等	79
	資料編	81

